重　要

日本学生支援機構貸与奨学金
「在学猶予願」の入力について

1. 「在学猶予願（在学届）」の提出

日本学生支援機構奨学金（第一種・第二種）が貸与終了となった方で，本学に在籍されている方は，「在学猶予願」を提出することで，返還期限の猶予を申請することができます。

猶予を希望される方は、日本学生支援機構ホームページの「在学猶予」のページを参照の上、スカラネット・パーソナルから「在学猶予願（在学届）」を提出してください。

提出しない場合は、在学中であっても，貸与終了の翌月から数えて７か月目の月（３月に貸与終了した場合は１０月）より返還開始となりますので，注意してください。

なお、リレー口座未加入者は加入した上で手続きを行ってください。

●日本学生支援機構ホームページの【在学猶予】のページ

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/zaigaku_yuyo.html

【在学猶予願の届出が必要な場合】

① 進学した場合

入学後速やかに在学猶予願い（在学届）を提出してください。

予約採用候補者の方は，進学届を提出（WEB 送信）する際に自身の過去の奨学生番号を入力していれば、在学猶予の手続きは不要です。（入力により在学猶予が適用されます。）

※番号の誤入力等により在学猶予が適用されないときは、手続きを行ってください。

② 留年・休学した場合

留年や休学により、届出済の当初の卒業予定時期を超えた場合は、１年ごとに在学猶予願（在学届）を提出してください。

③奨学金を辞退（廃止）した場合

在学猶予願（在学届）を提出することにより、卒業予定期まで返還期限が猶予されます。

２．在学猶予願入力期限（令和７年度から在学猶予の対象となる方）

２０２５年５月１６日（金）まで

ただし、次の①、②の学生はスカラネット・パーソナルからの在学猶予願の提出は令和７年４月１４日（月）以降に行ってください。

① 令和７年３月までの在学猶予が適用されており、令和６年度中に留年・休学（卒業予定時期の延長）が確定したため、在学猶予の適用期間が延長となる学生

② 令和７年３月までで奨学金の貸与を辞退または廃止（「継続願」（適格認定）による貸与終了者を含む。）となる学生

なお、既に貸与終了時から６か月を経過（据置期間が終了）し返還開始となっている学生は、日本学生支援機構による在学猶予の処理が終わるまで請求（引落し）は止まりませんので、上記入力期限にかかわらず、早急に提出・報告してください。

３．入力に必要な学校番号・区分

学校番号（６桁）	１０４０１５
区分（２桁）	００
学校名（全角カタカナ）	トウキヨウカイヨウ
学校名（漢字）	東京海洋

４．お問い合わせ先

【品川地区】：〒１０８-８４７７　東京都港区港南４－５－７
東京海洋大学学生サービス課奨学係（℡03-5463-0434）

【越中島地区】：〒１３５－８５３３　東京都江東区越中島２－１－６
東京海洋大学　越中島地区事務室　学生支援係（℡03-5245-7317）